

## 輸送の安全に係る情報(鉄道事業法第19条4)

### 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

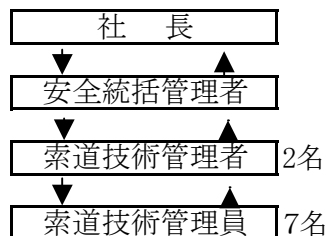
1. 社長及び役員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
2. 社長、役員及び職員(職員に準ずるものを含む)(以下、「職員等」という。)の安全に係る行動規範(安全の基本理念、安全方針)は、次の通りとする。
  - (1) 一致協力して輸送の安全確保に努めること。
  - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下「法令等」という。)を良く理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
  - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
  - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取り扱いをすること。
  - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
  - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
  - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

### 輸送の安全を確保する為の事業の実施及び管理の体制並びに方法

1. 社長は輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
2. 社長及び役員は、輸送の安全を確保する為の索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
3. 社長及び役員は、輸送の安全を確保する為、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
4. 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
5. 社長及び役員は、事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態(以下「事故・災害等」という。)の規模や内容等に応じ、対応方法その他必要な事項を、職員等に周知・徹底する。

当社の索道事業に於ける安全確保に関する体制は、安全管理体制図(別図1)の通りとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

別図 1

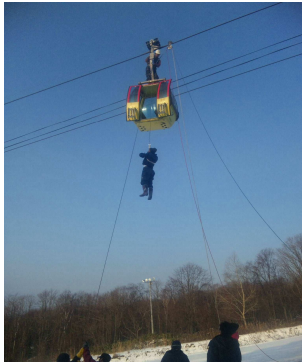


- (1) 安全統括管理者: 索道事業の輸送の安全の確
- (2) 索道技術管理者: 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する
- (3) 索道技術管理員: 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する

## 輸送の安全確保のための取り組み

### 1. 緊急時対応訓練

カムイスキーリンクスでは、毎年、営業前に索道従業員に索道事故や災害を想定した救助訓練を実施しています。又、索道施設の運転教育・整備教育・接客教育など実施し索道の安全確保に取り組んでいます。



ゴンドラ救助訓練



リフト救助訓練

### 2. 設備投資

毎年、索道施設の安全維持、向上のため部品の交換整備を実施しています。今年度は、ゴンドラ握索器分解整備、各リフトブレーキ装置を重点に整備実施いたしました。



ゴンドラ握索器分解整備



第1リフト常用ブレーキ分解整備

### 検査について

毎年、索道運行開始前に整備細則及び関係法令に基づき索道施設の点検を実施し、運行に支障がないことを確認し運行を開始しています。シーズン中には定期検査を実施し安全運行に努めています。



リフト搬器取付作業



リフト荷重試験

## 索道事故及びインシデントについて

《平成22年度シーズンの索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ》

平成22年12月13日～平成23年3月27日

### 1. 索道運転事故の発生状況

普通索道(カムイスキーリンクスゴンドラリフト)  
:事故等の発生はありませんでした

特殊索道(カムイスキーリンクス第一ペア～第五ペアリフト)  
:事故等の発生はありませんでした

### 2. インシデントの発生状況

普通索道(カムイスキーリンクスゴンドラリフト)  
:インシデントの発生はありませんでした

特殊索道(カムイスキーリンクス第一ペア～第五ペアリフト)  
:インシデントの発生はありませんでした